

民事訴訟法の改正に関する要綱案の取りまとめ に向けた議論のためのたたき台

第1 証人尋問

1 付添い（新設）

ア 裁判長は、証人の年齢又は心身の状態その他の事情を考慮し、証人が尋問を受ける場合に著しく不安又は緊張を覚えるおそれがあると認めるときは、その不安又は緊張を緩和するのに適当であり、かつ、裁判長若しくは当事者の尋問若しくは証人の陳述を妨げ、又はその陳述の内容に不当な影響を与えおそれがないと認める者を、その証人の陳述中、証人に付き添わせることができるものとする。

（注1） 裁判長は、本文の措置をとるに当たっては、あらかじめ、当事者の意見を聴かなければならないものとする。

（注2） 裁判長が本文の措置をとるに当たって、証人の意見も聴かなければならないものとするかという点に関し、以下の考え方について、どのように考えるか。

甲案 裁判長が本文の措置をとるに当たって、証人の意見を聴かなければならないとの規定は、設けないこととする。

この案は、本文の措置の効果が公開停止ほど重大でないことにかんがみ、裁判長が本文の措置の要件の有無をどのように判断するかについては、裁判長の判断に委ねることが相当である、また、刑事訴訟法でも証人の意見聴取は義務的なものとされていないこととの平仄も合うとの考え方に立つものである。

乙案 裁判長は、本文の措置をとるに当たっては、あらかじめ、証人の意見を聴かなければならないものとする。

この案は、この措置をとるための要件が証人の精神状態に関わるものであるところ、そのような要件の有無を証人本人の意見を聴かないで判断することを許容することは相当ではないとの考え方に立つものである。

ただし、民事訴訟法第22条第2項では、この点は法律で規定されているのに対し、この措置の効果は、公開停止ほど重大なものではないことから、仮に、そのような規律にするとしても、最高裁判所規則において規定することが相当であると考えられるが、どうか。

（注3） 刑事訴訟は「犯罪事実」を審理する手続であるのに対し、民事訴訟における

審理対象はそのように限定されないことを踏まえて、何らかの考慮を加えるべきであるとの考え方に立ち（資料1，第2，2（注）），措置が認められる場合として，証人が犯罪被害者であって保護の必要性がある場合を例示するかどうかという点については，後記4参照。

イ アにより証人に付き添うこととされた者は，その証人の陳述中，裁判長若しくは当事者の尋問若しくは証人の陳述を妨げ，又はその陳述の内容に不当な影響を与えるような言動をしてはならないものとする。

ウ 当事者が，アによる裁判長の処置に対し，異議を述べたときは，裁判所は，決定で，その異議について裁判をするものとする。

2 遮へいの措置（新設）

ア 裁判長は，事案の性質，証人の年齢又は心身の状態，証人と当事者本人又はその法定代理人との関係その他の事情により，証人が当事者本人又はその法定代理人の面前（後記3の方法による場合を含む。）において陳述するときは圧迫を受け精神の平穏を著しく害されるおそれがあると認める場合であって，相当と認めるときは，その当事者本人又は法定代理人とその証人との間で，一方から又は相互に相手の状態を認識することができないようにするための措置をとることができるものとする。

（注1） 1アの（注1）（注2）（注3）と同じ。

（注2） 本文の案は，「事案の性質，証人の年齢又は心身の状態，証人と当事者本人又はその法定代理人との関係その他の事情」を刑事訴訟法第157条の3第1項と同様，保護の必要性が生じた原因の例示として位置づけるものである。ただし，この点については，後記4イ（注）参照。

イ 裁判長は，事案の性質，証人の年齢，心身の状態又は名誉に対する影響その他の事情を考慮し，相当と認めるときは，傍聴人とその証人との間で，相互に相手の状態を認識することができないようにするための措置をとることができるものとする。

（注） 1アの（注1）（注2）（注3）と同じ。

ウ 当事者が，ア及びイによる裁判長の処置に対し，異議を述べたときは，裁

判所は，決定で，その異議について裁判をするものとする。

3 ビデオリンク方式による尋問（新設）

裁判所は，事案の性質，証人の年齢又は心身の状態，証人と当事者本人との関係その他の事情により，証人が裁判長及び当事者が証人を尋問するために在席する場所において陳述するときは圧迫を受け精神の平穩を著しく害されるおそれがあると認められる場合において，相当と認めるときは，最高裁判所規則で定めるところにより，映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって，証人の尋問をすることができるものとする。

（注1） 1ア（注1）（注2）と同じ（ただし，意見を聴くのは，裁判長ではなく，裁判所である。）

（注2） 本文の方法による尋問は，
当事者を受訴裁判所に出頭させ，
証人を
ア 受訴裁判所と同一構内に存する場所であって裁判官及び当事者が在席する場所以外の場所に在席させ，又は
イ 当該尋問に必要な装置の設置された他の裁判所に出頭させて
することとする。

（注3） 1ア（注3）と同じ。

（注4） 本文の案は，「事案の性質，証人の年齢又は心身の状態，証人と当事者本人との関係その他の事情」を刑事訴訟法第157条の4第1項と同様，保護の必要性が生じた原因の例示として位置づけるものである。ただし，この点については，後記4イ（注）参照。

4 犯罪被害者であって保護の必要がある場合の例示

ア 1ア（注3）に記載した考え方に立って，上記の措置をとることができる場合として，犯罪被害者であって保護の必要がある場合を例示することについては，どのように考えるか。

イ 仮に，アの例示をすることが相当であると考えた場合，どのような内容の例示をすることが相当か。例えば，保護の必要性が生じた原因として，犯罪によって害を被ったことを例示することについては，どのように考えるか。

(注) 仮に、保護の必要性が生じた原因として例示を設けることとする場合、例えば、2アの措置について、「事案の性質、証人の年齢又は心身の状態、証人と当事者本人又はその法定代理人との関係その他の事情」をも、本文の事情と並べて、保護の必要性が生じた原因と位置づけることができるかどうかについては、検討を要するものと考えられる。

第2 当事者尋問（第210条及び第211条関係）

当事者本人尋問及び法定代理人尋問についても、第1と同様とすることとする。

第3 その他

民事訴訟については、刑事手続に関して現在検討されている被害者情報の保護の制度に類似する制度に関する規定を設けないこととすることによってどうか。

(注) 本文の案は、被害者情報の保護の制度については、民事訴訟と刑事訴訟との違い（資料2，第3参照）があること等を踏まえ、今回の犯罪被害者等基本計画に基づく改正事項には盛り込まないこととすることが相当ではないかとの考え方に基づくものである。